

久々に夜の呼び出しがあり、病院で患者の到着を待ちながら、編集後記を書いている。肘の蜂窩織炎の患者で今朝入院を勧めたが、患者の都合もあり、全身症状がなく CRP や WBC の上昇も軽度だったため、まずは内服で経過を見ることになった。その日の夜 10 時に、患者から発赤の拡大があり、これから入院したいとの連絡があったため、病院に直行して到着を待っている。

待ち時間の徒然に、外来受診時に入院しなかった経緯をどのようにカルテに記載するのか適正かを考えてみた。入院を勧めたが、患者さんが①「入院を拒否した」、②「入院を希望されなかった」、③「外来での治療を希望した」、④「外来での治療を希望し、全身状態や採血データから、即時入院の必要性までないと判断した」の 4 通りを思いついた。もっとも単純なのは①であり、患者が自己責任の下で入院しなかったことが明白である。②は患者の意思を尊重した患者主体の医療を実践している表現であり、現在の医療の流れに沿っているのかもしれない。しかし、入院の是非の判断を患者が決めているように解釈できる点で多少の疑問を感じる。③は②の裏返しの表現である。④は判断の責任が医師にある点が明確になっているため、判断に至る根拠を合わせて詳細に記載している。さて、現場では入院するかしないかは大きな問題である。入院が絶対に必要な場合に、本人の判断で入院しないとすれば①となる。通院でも大事に至らないかもしれないが、後日症状が悪化して入院となる可能性がある場合には、決断の根拠が明瞭な④が望ましい。②は最近よく見る表現であるが、判断を患者任せにしている、責任の所在があいまいになっている。

症例報告のなかに、入院、手術やパッチテストなどの検査について「患者さんが希望されなかった」という表現を見ることがある。これらは、医師が十分に説明をして（説得して）実施するものであり、患者さんが自主的に希望することはない。希望しなかったのは、必要性の説明が不十分だっただけではないかとの印象を受ける。「患者の承諾が得られず、行わなかった」などの表現が妥当である。

患者の権利や医師の説明責任などが絡む難しい問題であるが、患者の希望という言葉で、必要と考えていることを実践しないのは、医師の責任を回避しているようで違和感がある。

（林 伸和）

— 顧 問 —

肥田野信 大原國章

— 編集委員 —

大塚藤男 土田哲也 五十嵐敦之 相馬良直 林 伸和

「皮膚科の臨床」第 59 巻 第 8 号 7 月号

2017 年 7 月 1 日発行（毎月 1 回 1 日発行）
定 価（本体 2,700 円＋税）

年間購読料金 定価（本体 42,100 円＋税）

〔年間 13 冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕
〔年間予約購読者に限り送料無料〕

発 行 所 金原出版株式会社

発 行 者 福村 直樹

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14

TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕

TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕

FAX 03(3813) 0288

ホームページ <http://www.kanehara-shuppan.co.jp>

雑 誌 部 振替口座 00130-1-191269

印 刷 所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005

広告申込先 福田商店 TEL 06(6941)5600

- ・本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権（送信可能化権を含む）は金原出版株式会社が保有します。

- ・**JCOPY**＜（社）出版者著作権管理機構 委託出版物＞

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。